

標準報酬月額を見直します

～定時決定～

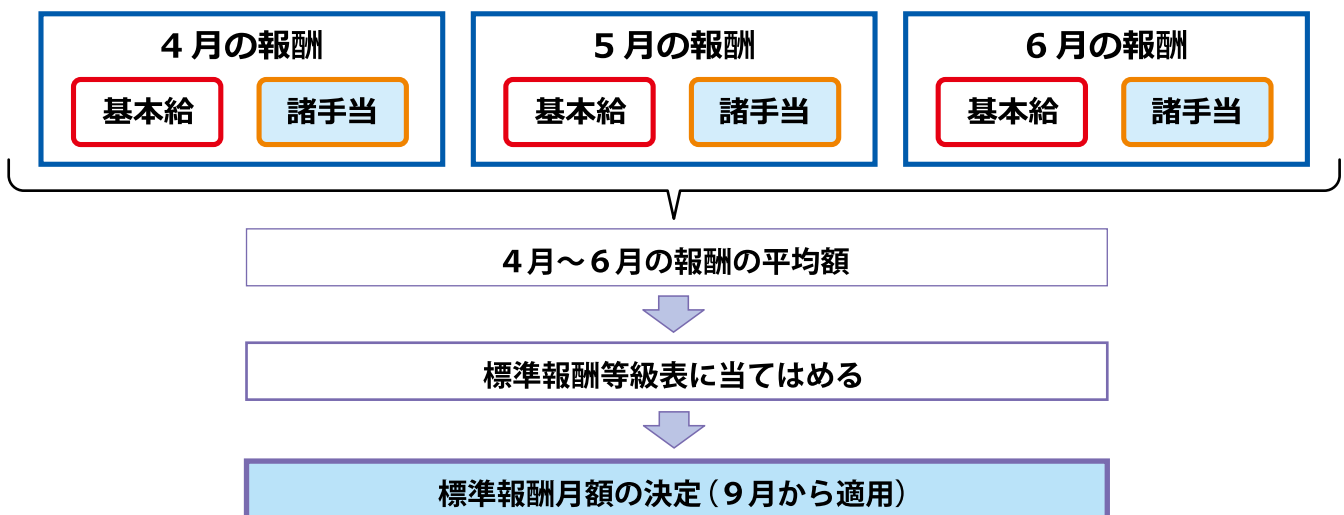
組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において現に組合員である方について、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といいます。決定した標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

なお、次に該当する場合は、その年の定時決定は行いません。

- 6月1日から7月1日までの間に、組合員の資格を取得した方
- 7月から9月までのいずれかの月から、標準報酬の改定が行われた方

算定方法

4月から6月までの3カ月間に受けた報酬の平均額（注）を「報酬月額」として、「標準報酬等級表」に当てはめて標準報酬月額を決定します。



（注）4月から6月までの間に、次に該当する月がある場合は、その月を除いて平均を算定します。

- 報酬の支払の基礎となった日数（支払基礎日数）が17日未満の月
支払基礎日数は、通常の場合、暦の日数から週休日と欠勤日を除いた日数になります。（祝日、年末年始の休日は、支払基礎日数に含めます。）
- 病気休職（8割支給）など、低額の休職給を受けた日がある月

厚生年金の保険料率が変わります

厚生年金の保険料率が次のとおり引き上げられます。

区分	現行	平成29年9月～
標準報酬月額 標準期末手当等	88.16	89.93

※被用者年金制度の一元化により、厚生年金の保険料については、毎年段階的に（平成30年9月まで）引き上げられます。